

住宅金融公庫融資住宅
木造住宅工事共通仕様書

建築主	住所
	氏名
施工業者	住所
	氏名

目 次

仕様書の使い方	2
I 工事概要	3
II 内外部仕上表及び附帯設備表	3
III 仕様	7
1. 一般事項	7
2. 土工事及び基礎工事	7
3. 木工事	8
4. 屋根・といた工事	17
5. 左官工事	22
6. 建具工事	27
7. 塗装工事	28
8. 内装工事	29
9. 雑工事	31
10. 電気工事	31
11. 給排水工事	32

仕様書の使い方

仕様書は、設計図に表わせない事項を補足するものとして必要で、設計図とともに工事施工の基準となるものです。

この仕様書は、木造住宅の工事仕様書として、材料・寸法・工法など種々の場合を考慮して共通に作成されていますから、ご自分の工事の内容に合わせて、下記の点にご注意のうえ添削して使用してください。

なお、材料によっては、価額に相当の差があり、従って工事費の差もできてくるので設計者または施工業者と相談して決めるようにしてください。

- (1) 内外部仕上表及び附帯設備表の各欄は空欄にしてありますので、設計図面に記載のない場合は、設計に基づきそれぞれの欄に記入してください。
- (2) 本仕様と異なる場合は訂正するか、別に仕様を添付して下さい。
- (3) 木材の材種について3. 木工事 1.1 材料その他(8ページ)の項の標準欄と異なる材種を使用する場合は、特記欄に記入してください。
- (4) 多雪地域においては、実情をじゅうぶん考慮して木材寸法、工法などを訂正してください。

I 工事概要

○施工場所 _____

○工事種目

(1) 木造	平家建	新築	床面積	1階 _____ m^2
	二階建	_____ 葺住宅		2階 _____ m^2
				計 _____ m^2
(2) 電気設備		新設		一式
(3) 給排水設備		//		//
(4) 衛生設備		//		//

○別途工事 _____

II 内外部仕上表及び附帯設備表

(1) 外部仕上表

各 部 名 称	仕 上	摘 要
基 礎		
外 壁		
屋 根		
軒 裏		
ひ さ し		
と い		
塗 装 木 部 鉄 部		

(2) 内部仕上表

室名	床	巾	木	腰
玄関				
居室				
押入				
台所				
便所				
洗面・脱衣室				
浴室				
縁側				
廊下				
階段				

- (注) 1. 塗装仕上はそれぞれの欄に記入すること。
 2. 摘要欄には設計に含まれているもの（造り付け棚、下駄箱類、天袋、なげし、カーテンレール、

(3) 附帯設備表

室名	電灯	スイッチ	コンセント	水栓
玄関	灯	個	個	
居	灯	個	個	
	灯	個	個	
住	灯	個	個	
	灯	個	個	
室	灯	個	個	
	灯	個	個	
台所	灯	個	個	個
便所	灯	個	個	個
浴室	灯	個	個	個
洗面・脱衣室	灯	個	個	個
廊下	灯	個	個	
階段	灯	個	個	
	灯	個	個	個
	灯	個	個	個

(注) 電灯欄は、直付、コード釣り、ブラケットなどそれぞれ記入のこと。

Ⅲ 仕 様

1. 一 般 事 項

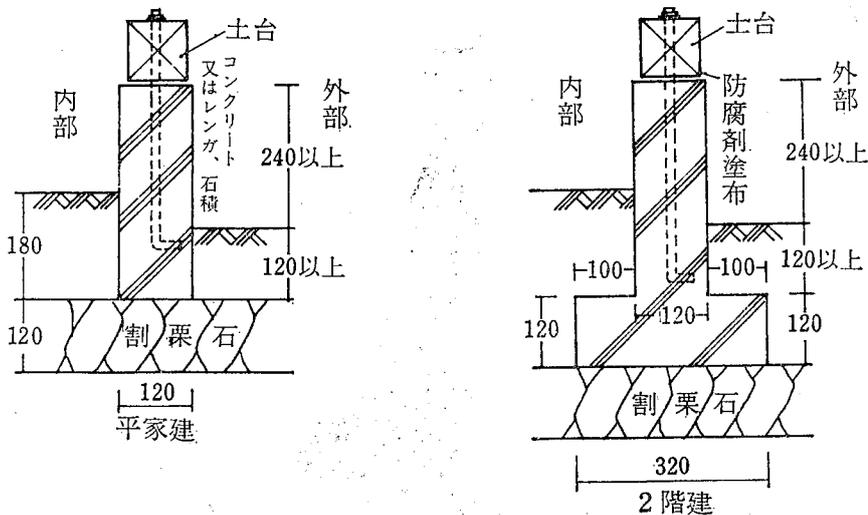
1. 工 事 範 囲 工事範囲は、本仕様書及び図面の示す範囲とし、特記なきかぎり電気工事については引込みまで、給水工事については本管接続まで、排水工事については流末接続までとする。
2. 疑 義 図面と仕様書との内容が相違する場合、明記のない場合、又は疑義の生じた場合は、建築主又は建築主の指定した監督者（以下「監督者」という。）と協議する。
3. 軽微な設計変更 現場のおさまり、取合せその他の関係で材料の取付位置又は取付工法を多少かえるなどの軽微な変更は、建築主又は監督者の指示により行なう。
この場合は請負金額は増減しない。
4. 材 料
 1. 各工事用材料で日本工業規格（J I S）の制定のあるものは、すべてこの規格に適合したもので、なるべく J I S マーク表示品を使用する。
 2. 各工事に使用する材料について品質又は品等の明記のないものはそれぞれ中等品とする。
5. 別契約の関係工事 別契約の関係工事については、関係者は相互に協議のうえ、工事完成に支障のないよう処理する。
6. 養 生 工事中に汚染損傷のおそれのある材料及び箇所は、適当な方法で養生する。
7. 注 意 事 項
 1. 工事の施工に必要な諸届、諸手続は請負者がすみやかに処理し、この経費は一切請負者の負担とする。
 2. 工事現場の管理は関係法規に従い、危険防止、災害防止に努め、特に火災にはじゆうぶん注意する。
 3. 工事現場はつねに整理し、清潔を保ち、工事完了に際しては建物内外を清掃する。

2. 土工事及び基礎工事

1. 水盛 やりかた 建築主又は監督者の立会いのもとに図面により建物位置のなわ張りを行ない、やりかたは適当な材料を用い所要の位置に正確堅牢に設け、建物位置その他のすみ出しを行なつて、地盤高さを定めた後は狂いのないようつねに注意する。
2. 根 切 り やりかたに従い、巾、深さなど正確に根切りし、必要ある場合はのりをつけ又は土留め柵を設ける。

3. 割栗地業 割栗石は硬質のものとし、すき間なく小端立てにはり込み、目潰し砂利を敷き大たこ又はランマーにてじゆうぶん突き固める。割栗石の代用として玉石などの使用もさしつかえない。
4. 基礎コンクリートその他
1. 布基礎（1図参照）その他無筋コンクリートのセメント、砂、砂利の割合は容積比にして1:3:6、鉄筋コンクリートは1:2:4の割合を標準とし、から練り、水練りともじゆうぶん練り合わせ、打込みは空げきのないよう突き固める。打込み終了後は直射日光、寒気、風雨などをさけるため、むしろなどをもつて養生をする。
 2. 石積、コンクリートブロック積の場合は、割栗地業突き固めの上に捨コンクリートを60mm以上平らに敷きならし、地ずみ又はやりかたにならない通りよくモルタルすえとする。目地モルタルのセメント、砂の割合は容積比にして1:2の割合とし、敷トロ、注トロを空げきのないよう入念に施工する。
 3. 土台用締付けアンカーボルトの径は13mm、埋込み長さは250mm以上、間隔は2.7m内外とし、位置正確に埋込む。
5. 埋戻し及び地ならし
1. 根切り土のうち良土を利用し、埋戻しは厚300mm内外毎にたこなどで突き固める。
 2. 建物の周囲1mまでは水はけよく地ならしをする。

1図 布基礎詳細



3. 木工事

1. 一般事項

- 1.1 材料、その他
1. 木材はじゆうぶん乾燥したもので、構造材は見えがかり1等、見えがくれ2等以上、造作材は見えがかり小節以上、見えがくれ1等とし、規格は「素材の日本農林規格」、「製材の日本農林規格」及び「合板の日本

農林規格」による。

2. 単に松と指定してあるものは赤松又は黒松とする。
3. 構造材の継手の添板は松又は桧とし、せん、くさび、だぼ、どっこなどはかし、けやき、ならなどの堅木とする。
4. 構造材、造作材の樹種は下表のとおりとする。ただし、特記欄に記入してあるものは特記による。

	軸 組					床 組				小屋組		造作材		
	土台	柱	はり	胴差	その他	はり	大引	根太	その他	はり丸	その他	生表	地わし	表面塗装
標準	桧・ひば	杉	松	松・杉	杉・松	松	杉	松・杉	杉・松	松	松	杉	松	杉・松
特記														

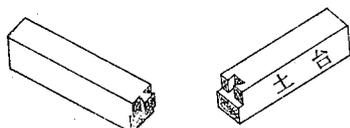
- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1.2 仕上げ程度及び断面寸法 1.3 継手の位置及び仕口 1.4 くぎ及び諸金物 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 見えがかりはすべてカンナ仕上げとする。 2. 木材の断面を表示する指定寸法はひき立て寸法とする。 1. 特に指定するもののほかはすべてやりちがいとする。 2. 土台、けたなどで継ぎ伸しの都合上、やむを得ず短材を使用する場合には、土台は1m内外、その他は2m内外とする。 3. 継手及び仕口の明示してない場合は、すべて監督者の指示を受ける。 1. 鉄製丸くぎの長さは打付ける板厚の2.5倍以上を標準とする。 2. 造作材の化粧面のくぎ頭の処理は、くぎ頭つぶし、くぎ頭埋め木、くぎ頭表わしとし、工事の程度により施工する。 3. かすがいは部材の大きさに応じて太さ6mm以上を使用する。 4. 取付けボルトは径13mm、羽子板ボルトは径9mm板厚3mmとし、座金はいずれも厚3mmとする。 5. 諸金物は、コンクリートに埋込み部以外は、コールターール塗りとする。 |
|---|--|

2. 軸 組

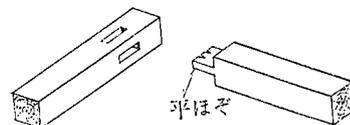
2.1 土 台 (100×100)

1. 継手は柱、間柱及びアンカーボルトの位置をさけて腰掛けあり継ぎとし(2図参照)、隅々の仕口は平ほぞ打ち抜き割りくさび締めとする(3図参照)。

2図 土台の継手
(腰掛けあり継ぎ)

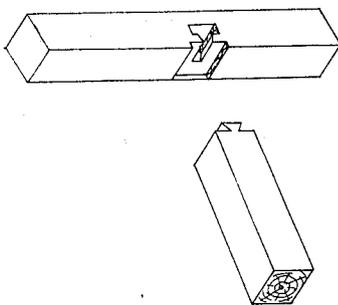


3図 土台すみ仕口
(平ほぞ打ち抜き割りくさび締め)

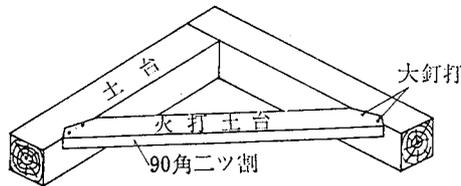


2. 丁字取合部及び十字取合部は大入れあり掛けとする（4図参照）。
- 2.2 火打土台 (90角二つ割り) 火打土台はかたぎ大入れくぎ2本打ちとする（5図参照）。
- 2.3 柱 (100×100) 1. 上下長ほぞ差し込みせん打ち又は短ほぞ差しかすがい打ち、隅柱の下は平ほぞ又は扇ほぞ差しかすがい及びくぎ打ちとする。
2. 土台小口と柱の取合いは落としありかすがい打ちとする（6図参照）。
- 2.4 胴差 1. 通しものを原則とするが、やむを得ない場合の継手は、はりを受ける柱間を避け、柱より持出し追掛継ぎ大せん2本打ちとする（7図参照）。
2. 柱との取合いは、かたぎ大入れ短ほぞ差し短冊金物ボルト締め、隅はかたぎ大入れ短ほぞ差し短冊金物又はかね折金物ボルト締めとする（8図参照）。
- 2.5 間柱 上下短ほぞ差しくぎ打ちとする。筋かい当りは切り欠きくぎ打ちとし、通しぬき当りは添え付けくぎ打ちとする。
- 2.6 軒げた 継手は柱及びはりの位置を避け、柱より持出し腰掛あり継ぎとする（2図参照）。
- 2.7 間仕切げた 1. 継手ははりを受ける柱間を避け、柱より持出し腰掛あり継ぎとする。
2. 主要な間仕切げたとけた又は胴差しとの丁字取合いは、短ほぞ差し羽子板ボルト締めとする。

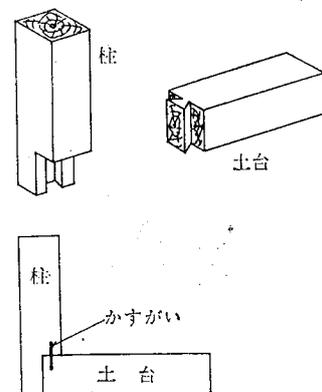
4図 土台丁字取合仕口
(大入れあり掛け)



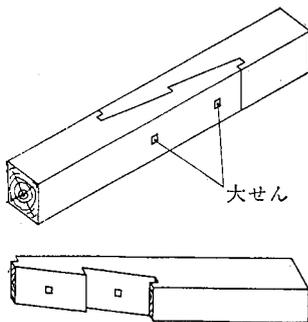
5図 火打土台の取り付け方



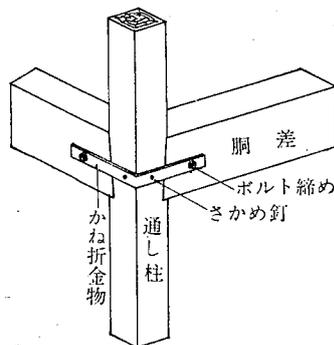
6図 柱と土台の取合
(落としあり)



7図 胴差の継手
(追掛継ぎ)



8図 通し柱と胴差との取合

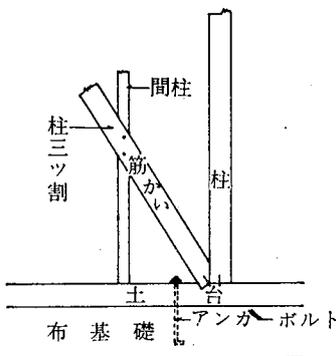


- 2.8 筋 かい (柱三つ割り) 1. 横架材へかたぎ大入れ、柱ななめ突付けくぎ又はかすがい打ち、間柱当りは間柱を欠き込みくぎ打ちとする(9図参照)。
2. 筋かいの取合部における柱とけたの接合は、羽子板ボルト締め又はかすがい両面打ちとし、その柱の下部と土台との接合はかすがい両面打ちとする(9図参照)。
- 2.9 火 打 ば り (90×90) はり・けた側面に、取合いはかたぎ胴付き短ほぞ差しボルト締めとし(10図参照)、はり・けたの上端又は下端に取合いの場合は渡りあご又はすべりあご、ボルト締めとする。
- 2.10 通 し ぬ き 柱に差し通しくさびを打ち込みくぎ打ちとする。

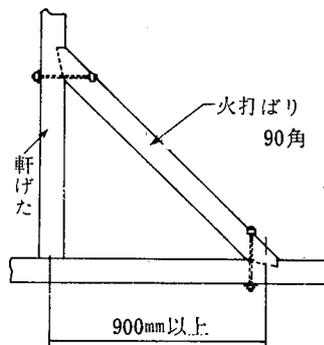
3. 和 式 小 屋 組

- 3.1 小 屋 ば り (瓦ぶきの場合) (1.8m—末口105) (2.7m—末口120) (3.6m—末口150) 1. 軒げたとの取合いは、かぶとあり掛け又は渡りあご羽子板ボルト締めとする(11~12図参照)。
2. 継手は受材上で台持継ぎ、受材との取合いは渡りあごに仕掛けボルト2本締め又は両面かすがい打ちとする(13図参照)。末口135mm以下のものは受材上でやりちがい、いずれも受材との取合いは渡りあごに仕掛け、手ちがいかすがい打ちとする。
- 3.2 小 屋 づ か 上部長ほぞ差しくぎ打ち、下部短ほぞ差しかすがい打ちとする。

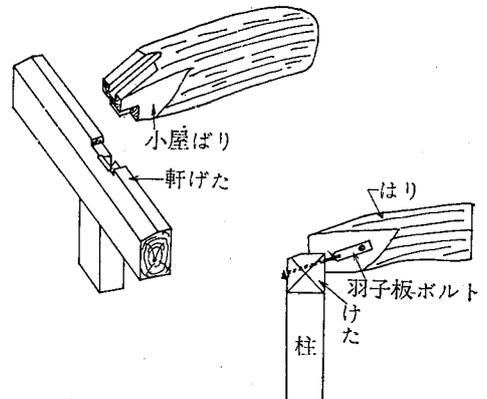
9図 柱と筋かいの取合 (かすがい両面打ち)



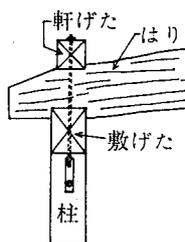
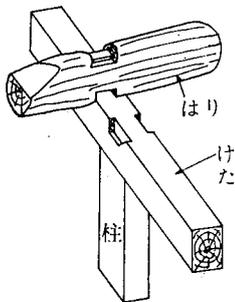
10図 けたの火打ばり



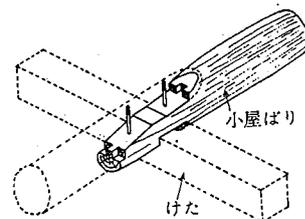
11図 小屋とけたとの取合 (かぶとあり)



12図 小屋とけたとの取合 (わたりあご)



13図 小屋ばりの継手 (追掛継ぎ)



3.3 小屋筋かい

つかに添えつけ丸太ばりに欠き込み、くぎ2本打ちとする。

3.4 けた行筋かい

つかに添えつけくぎ2本打ちとする。

3.5 むな木・もや
(90×90)

継手はつかの位置を避け、腰掛けあり継ぎとする。丁字取合いは大入れあり掛け、上端よりかすがい打ちとする。

3.6 たるき
(40×45)

もや上端でそぎ継ぎ、くぎ打ちとする。

4. 床組

4.1 大引
(90×90)

継手はつか心から持出し腰かけありぬいくぎ打ち、土台との取合いは腰掛け又は乗りかけくぎ打ちとする。柱との取合いは添木取付け乗りかけくぎ打ちとする。

4.2 根太掛
(24×90)

継手は柱心で突付け継ぎ、添えつけくぎ2本打ちとする。

4.3 根太
0.9m—40×45
1.8m—100角
二つ割り

継手は受材心で突付け継ぎ、はりとの取合いは根太のせいが90mm以上の場合は渡りあご掛け、その他は置渡しいずれもくぎ打ちとする。

4.4 つか

上部は大引に道切りほぞ差しくぎ打ち、下部はつか石に切付け、根がらみをくぎ打ちとする(14図参照)。

4.5 2階床ばり

1. 継手は受材上で大材を下に台持ち継ぎボルト2本締め、受材との取合いは渡りあご掛けとする(15図参照)。
2. はりせいが120mm程度のものの継手は、大材を受材心より150mm内外持出し上端をそろえ腰掛けあり継ぎ両面短ざく金物当てボルト2本締めとする。
3. 柱との取合いは、かたぎ大入れ短ほぞ差し羽子板ボルト締め又は箱金物取付けボルト締めとする(16図参照)。

4.6 火打ばり

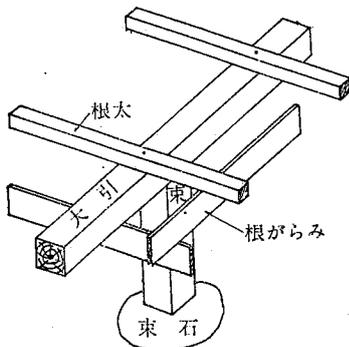
軸組の項による。

5. 屋根野地その他

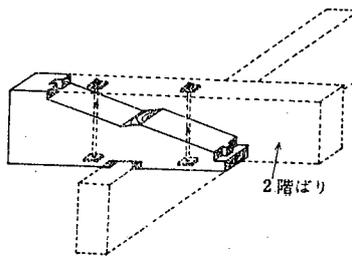
5.1 鼻かくし

継手はたるき心で突付け継ぎ、厚木の場合は隠し目違い入れくぎ打ち、

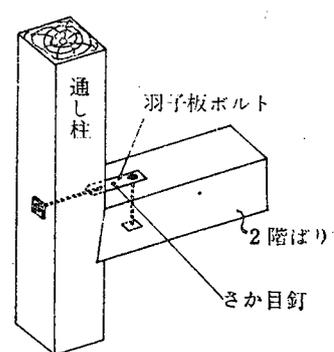
14図 床組



15図 2階ばりの継手
(台持継ぎ)



16図 通し柱と2階ばりとの取合



破風板との取合いは突付けくぎ打ちとする。

5.2 破 風 板

継手はもや心で隠し目違い入れ、むな木、もや、けた当りくぎ打ちとする。

5.3 広 小 舞、
の ぼ り よ ど

継手は鼻かくし又は破風板の継手の位置を避け、広小舞はたるき心で、のぼりよどはもや心で突付け継ぎ、隅は大留め、野地板付は相じやくりくぎ打ちとする。

5.4 め ん ど 板

たるき間に切込みくぎ打ちとする。

5.5 野 地 板

継手はたるき心で突付けくぎ打ち、約10枚毎に乱継ぎ、軒先の見えがかりはすべり刃又は相じやくりとする。

6. 敷居、かもい、むめ、出入口枠その他

6.1 敷 居

戸みぞじやくり、一方横ほぞ又は目違い入れ他方横せん打ち、中間にくさび飼いくぎ打ちとする。雨がかりは水返しじやくり水たれ勾配を付け、両端えりわ入れ忍びくぎ打ちとする。

6.2 か も い、む め

戸みぞじやくり、横ほぞ差し、他の一方はすり込み上端2箇所くぎ打ちとする(17図参照)。

6.3 付 か も い、
置 寄 せ

付かもいは一方短ほぞ差し他方すり込み隠しくぎ打ちとする。置よせは柱間に切込み隠しくぎ打ちとする。

6.4 つ り づ か

下部は寄付けありくぎ打ち、上部はり又はけたとの取合いは長ほぞ差し込み栓打ちとする。

6.5 な げ し

すみずみ下端留め目違い入れ(18図参照)、各柱当りえりわ欠き間隔300mm以内にくぎほりをなし、かもいにくぎ打ちとする。

6.6 窓 (洋 式)
入 口 わ く

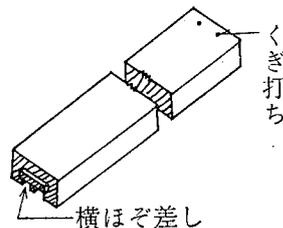
1. たてわくは開き戸の場合は戸当りじやくり、又はみぞじやくり押縁添え付け木ねじ締め、外部引違いの場合は建付けみぞじやくりとし、上下えりわ入れ目違いほど差しくぎ2本打ちとする。雨がかり箇所下部は傾斜付ほぞ差しくぎ打ちとする。
2. 上下わくは開き戸の場合は戸当りじやくり、雨がかり箇所のくつずり、さら板は水返しじやくり水たれ勾配付けとする。
3. わくの取付けは、両端を押え中間は600mm内外わく裏にくさびかい、柱などにくぎ打ちとする。

6.6 が く ぶ ち

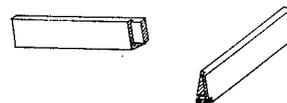
わくに添え付けすみ見付け大留め、両端を押え、間隔600mm内外に隠しくぎ打ちとする。

7. 和 式 床 板 張 り

17図 かもい仕口



18図 なげしすみ仕口
(下ば留め目違い)



- 7.1 畳下床板 板厚12mmとし、板そば、継手とも突付けくぎ打とする。
- 7.2 普通床板 板厚15mmとし、板そば相じやくり、継手は受材心で突付けくぎ打とする。
- 7.3 椽甲板 板厚15mmとし、板そば本実じやくり面とり隠しくぎ打ち、継手は受材心で目違い入れ、敷居付きは小穴入れ根太当り隠くしぎ打ちとする。
- 7.4 椽がまち
(一筋がまち) 椽がまちは戸みぞじやくり、柱に渡りあごがけとする。継手は柱心で目違い継ぎ、取付けは隠しくぎ打ち、下端から手違いかすがい打ちとする。

8. 内外壁、及び天井下地

- 8.1 胴 縁 胴縁の間隔は繊維板、合板、羽目板類は 450mm とし、石綿スレート類は 360mm とする。
- 8.2 左官下地
1. ラス張り
下地板は厚12mm、受材心で突付け5枚以下毎に乱継ぎとし、板そば30mm目透しに受材当りくぎ打ちとする。天井では野縁継手位置を避け乱継ぎとする。
 2. 木毛セメント板張り
木毛セメント板は厚15mm太木毛とし、受材心で突付け継ぎ、受材当り100mm内外の間隔に座板当てくぎ打ちとする。ただし、プラスター下地の場合は亜鉛メッキ座板当て亜鉛メッキくぎ打ちとする。
 3. ラスボード張り
ラスボードは厚7mm穴あきラスボードとし、受材心で突付け継ぎ、なるべく継目を少なくするよう大判を用い、受材当り100mm内外の間隔に亜鉛メッキ平頭くぎ打ちとする。
 4. 木づり
木づり板は厚7mmとし、継手は10枚程度の乱継ぎ、板そば8mm内外目すかし、受材当りくぎ2本打ちとする。
- 8.3 野縁受け
1. 野縁受けの間隔は 900mm とし、野縁又はさお縁の交さ箇所でくぎ打ち、継手は野縁交さ箇所をさけ、乱にいずれか継ぎくぎ打ち又は両面添え板当てくぎ打ちとする。
 2. 野縁格子組の場合は野縁受けを省略することができる。
- 8.4 野 縁
1. 野縁の継手は、野縁受けとの交さ箇所をさけ、乱にいずれか継ぎくぎ打ち又は突付け継ぎ両面添え板当てくぎ打ちとし、間隔は、塗天井の場合は 360mm 内外、その他の天井は特記による。
 2. 合板、せつこうボード、木毛セメント板、石綿スレート類の野縁は、下端そろえに相欠き格子組みくぎ打ちとする。
 3. 塗天井、打上げ天井などの野縁は一方向に配置し、野縁受け下端に添え付けくぎ打ちとする。
- 8.5 板 野 縁
1. 野縁の継手は野縁受けとの交さ箇所をさけ、乱にいずれか継ぎくぎ打ち又は突付け両面添え板当てくぎ打ちとする。板野縁の継手は乱とし、野縁

継手箇所をさけ受材心で突付け継ぎとする。

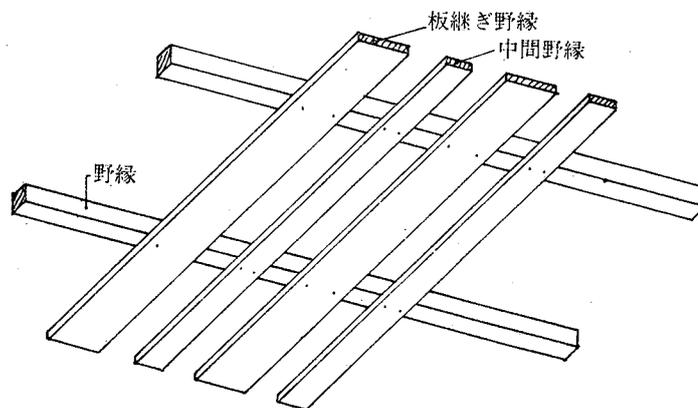
2. 野縁は一方向に 450mm 内外に配置し、板野縁は吸音板 300mm 角までは両端に板継ぎ野縁を、中間には中間板野縁を一通り (19図参照)、吸音板 450mm 角までは中間板野縁を二通りとし、それぞれ野縁下端に添え付けくぎ打ちとする。

- 8.6 つり木 つり木は 900mm 内外に配置し、野縁に片あり欠きくぎ打ち、上部はつり木受に添え付けくぎ打ちとする。
- 8.7 つり木受け つり木受けは 900mm 内外に配置し、小屋ばりになじみ欠き乗せ掛けかすがい又はくぎ打ち、2階ばりなどには受木を打ちつけこれに乗せ掛けくぎ又はかすがい打ちとする。

9. 内外壁、及び天井張り

- 9.1 押縁下見板張り 板そば掛り 20mm 内外、巾割り合わせ、板の継手は羽重ね下毎に木当りくぎ打ち、押縁の継手は羽重ね位置でそぎ継ぎ、かど及び窓、出入口のきわ押縁は分増しをし、下見板小口包みに板じやくりをして取付ける。
- 9.2 よろい下見板張り 板そば掛り 20mm 内外、巾割り合わせ、継手は受材心で相欠き乱継ぎとし、受材当りつぶし頭くぎ打ちとする。
- 9.3 たて羽目張り 板そば相じやくり巾割り合わせ、継手は受材心で相欠き乱継ぎ、受材当り通り良くつぶし頭くぎ打ちとする。
- 9.4 打ち上げ天井 板そば相じやくり巾割り合わせ、継手は受材心で相欠きつぶし頭くぎ打ちとする。
- 9.5 さお縁天井 回り縁は柱当りえり輪欠き、受材当り要所くぎび飼い隠しくぎ打ち、入すみは下端留め、出すみは大留めとする。さお縁は回り縁へ大入れ隠しくぎ打ちとする。天井板は羽重ね 25mm 内外に割り合わせ、羽重ね裏けずり合わせ、さお縁及び回り縁当りくぎ打ちとする。
- 9.6 雨押え 雨押えの継手は柱心で突付け継ぎ、出すみ、入すみは大留め、柱、間柱へ欠き込み隠しくぎ打ちとする。
- 9.7 見切縁 見切縁の継手は柱心で目違い継ぎ、出すみ入すみは大留め、受材当りくぎ打ちとする。

19図 天井下地



- 9.8 巾 木 巾木の継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出すみ入すみとも見付き留め隠し目違い入れ、床板及び額縁には小穴入れ、隠しくぎ打ちとする。
10. 階 段
- 10.1 親 柱 下部受材に長ほぞ差し込せん打ち、手すり子が羽目の場合は羽子板じやくり、壁の場合はちりじやくりとする。
- 10.2 側 げ た 側げたは、段板及びけこみ板当り大入れ彫りとする。側げたと軸組との取合いは、柱及び胴差その他を欠き取り又は相欠きとし、柱その他へ隠しくぎ打ちとする。
- 10.3 段 板 段板は下端けこみ板じやくり、側げたに大入れ下端よりくさび飼い、くさび抜け止めくぎ打ちとする。
- 10.4 け こ み 板 けこみ板の取付けは、側げた及び上み段板にはみ込み、下も段板に添え付けくぎ打ち、上み及び両側とも裏面よりくさび飼い、くさび抜け止めくぎ打ちとする。
- 10.5 手 す り 及 び 手 す り 子 手すりは親柱へ大入れほぞ差し、下部より平鉄板を折り曲げ彫り込み木ねじ締め、手すり子は上下短ほぞ差しとする。
11. ひ さ し
- 11.1 腕 木 ひ さ し
1. 腕木は、柱へ下げかまほぞ差し上端よりくさび締め、くさび抜け止めくぎ打ちとする。
 2. だしげたは、腕木に渡りあご掛け、隠しくぎ打ちとする。たるき掛は、上端ひさし勾配に削り、たるき彫りをして、柱に欠き込みくぎ打ちとする。
 3. 広小舞は、そば板じやくり、すみは大留めたるきに添え付けくぎ打ちとする。ひさし板は、そば相じやくりくぎ打ちとする。
- 11.2 陸 ひ さ し
1. 型板の取付けは、柱を15mm内外欠き取りはめ込み、間柱へは添え付けくぎ打ちとする。
 2. 鼻隠しは、化粧の場合は上端ひさし勾配に削り、継手は型板心で相欠き継ぎ、すみは下端見付け留め、3枚に組み、型板に添え付けつぶし頭くぎ打ちとし、見え隠れの場合(モルタル塗り)は上端ひさし勾配に削り、継手は型板心で突付け継ぎ、受材に添え付けくぎ打ちとする。
 3. 広こまいは、型板心で突付け継ぎ、受材に添え付けくぎ打ちとする。
 4. 野地板は、受材心で突付け継ぎ、そば添え付け受材当りくぎ打ちとする。
 5. 化粧天井板は、そば相じやくり、継手は位置乱に受材心で相欠き継ぎとする。

4. 屋根・とい工事

1. 下 ぶ き

- 1.1 こ け ら 板 1. こけら板は長さ240mm内外とし、こけら板のふき方は軒先2枚重ね、ふき足80mm内外、一足おき(2枚目)ごとに中心及び端部を留め付ける。
2. むねおおいは3枚重ね、馬乗り掛け、留め付ける。
- 1.2 ア ス フ ア ル ト フ エ ル ト アスファルトフェルトは1巻重量20kgとし、ふき方は縦、横とも60mm内外重ね合わせ、継手通りは間隔300mm内外、その他はとところどころ座当てくぎ打ち、しわ、ゆるみなどなく張る。
- 1.3 合 成 樹 脂 系 な ど の 下 ぶ き 材 各製造所の仕様による。

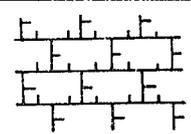
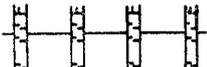
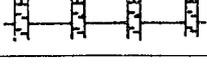
2. 亜鉛鉄板ぶき(着色亜鉛鉄板ぶきを含む。)

- 2.1 材 料 1. 亜鉛鉄板は JIS G 3302 (亜鉛鉄板) による。ただし、厚さは特記がなければ、一般の部分は#30、谷の部分は#28とする。なお、着色亜鉛鉄板を使用する場合、塗料の欠損部分の補修などについては、各製造所の仕様による。
2. 留め付け用くぎは亜鉛めつき製品で、長さ24mm~30mmとする。
- 2.2 一 般 工 法 1. 亜鉛鉄板は、下表の大きさに切断して使用するのを標準とする。

亜鉛鉄板の大きさ(mm)

種 別	一文字ぶき	かわら棒ぶき	
		平ぶき	かわら棒包み
長 さ × 巾	600×450	900内外×巾	900内外×巾

2. 亜鉛鉄板の折り曲げその他は、めつき及び地はだにき裂を生じないように切目を入れずに折り曲げる。箱形のすみなどはやちよう折りとする。
3. はぎ合せ部及びその他はこはぜ掛け(引掛けまたはつかみ合せ)とし、こはぜの掛かり及び折り返しなどの巾は15mm内外とする。

種 別	つ り 子 取 付 け 個 数	
一 文 字 ぶ き	板1枚につき、3個 	
かわら 棒ぶき	平ぶき	板1枚につき 板耳2個づつ 
	かわら 棒包み	包み板1枚につき 継手1個 
谷 ぶ き 板	板1枚につき板耳2個づつ	
包 み 板	板1枚につき板耳2個づつ 継手 { 板巾 200mm以上 2個 " " 未満 1個	

4. つり子は巾25mm内外とし、その取付個数は前表によりしりくぎを打ち付ける。
5. 通し付子は長さ900mm内外とし、継手は突付け、両端を押え間隔250mm内外にくぎ打ちとする。
6. 飛び付子巾20mm (40mmを2つ折り) 内外とし、両端を押え間隔250mm内外にくぎ打ちとする。

2.3 壁との取合い 1. 平ぶきの場合

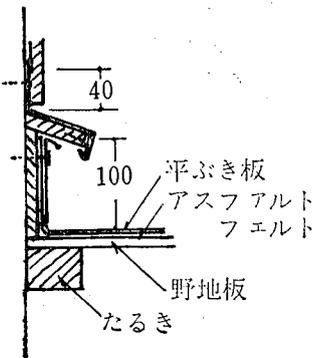
むねが壁に突き付く場合は、きわ谷を設けなくて、ふき板を雨押え下端まで立ち上げ、くぎ打ち留め付け、くぎ頭ははんだ付けとし(20図参照)、むねが壁にそえ付く場合は、雨押えに飛び付子を取り付け、これに雨押え包み板を壁にそって立ち上げ、間隔600mm内外にくぎ打ち又はつり子留めとする(21図参照)。

2. 日本瓦ぶきなどの場合

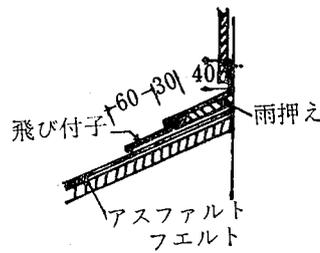
むねが壁に突き付く場合は、あらわしきわ谷又はすて谷を設け、谷ぶき板の一方壁付きは雨押え下端まで立ち上げ、間隔600mm内外にくぎ打ち、くぎ頭ははんだ付けとし、他方きわ縁は谷ぶき工法による(22図及び23図参照)。むねが壁にそえ付く場合は、雨押えに飛び付子を取り付け、これを雨押え包み板を壁にそって立ち上げ、間隔600mm内外にくぎ打ち又はつり子留めとする(24図参照)。

2.4 谷ぶき 1. 谷ぶき板は、大きさ450×900mmとし、底を谷形に折り曲げ両耳折り返

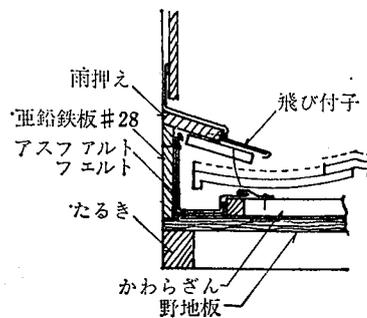
20図



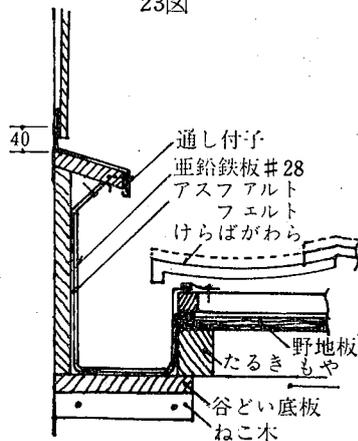
21図



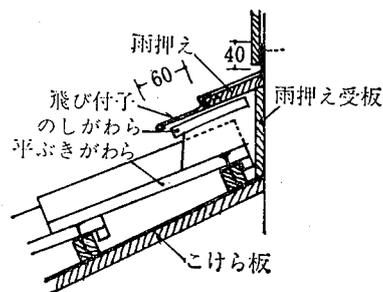
22図



23図



24図



し、継手は巻きこはぜ掛け、両耳はつり子留めとする（25図参照）。ただし、日本瓦ぶきなどの場合は、両側谷縁ざんに立ち上げ段付けとし、くぎ打ち又はつり子留めとする（26図参照）。

2. 谷ぶきの軒先は、付子又は捨板に引つ掛け、軒どい内にたわめ下げ、むねぎわはあおり板下、同そばなどに立ち上げ、日本瓦などの場合は築地むねおおい下などに立ち上げ、深く差し込み、いずれも耳を折り返し、くぎ打ち又はつり子で取り付ける。両谷の頂部は、ふき板を峠でつかみ合わせ又は馬乗り掛けにする。

2.5 軒先及びけらば

軒先及びけらばは、軒鼻の通し付子に留め付けた軒先包み板に、広小舞上端の通し付子に留め付けた平ぶき板を、こはぜにつかみ掛ける（27図参照）。通し付子は、いずれも12mm内外のはね出しに取り付ける。ただし、軽微な場合は建築主又は監督者の承認を得て上記によらないことができる。

2.6 一文字ぶき

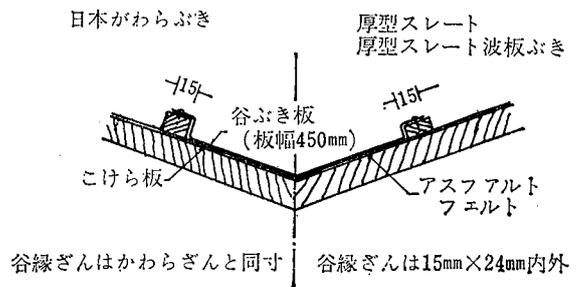
1. 平ぶき板は、軒先及びけらばは通し付子及び軒先包み板に、谷の縁は谷ぶき板に、周囲は板相互につかみ合わせこはぜ掛け、つり子留めとし、継手はやり違いにする。

2. 一文字のむねぎわは、あおり板などの下もかどまで立ち上げ、つり子留めにする。

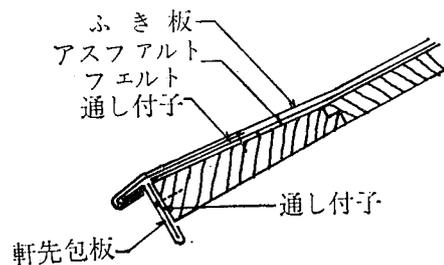
2.7 かわら棒ぶき

1. かわら棒間隔は450mm内外、かわら棒ぶきの平ぶき部分の継手は巻きこはぜとし、両耳はかわら棒上かどまで立ち上げ、つり子留めとする。た

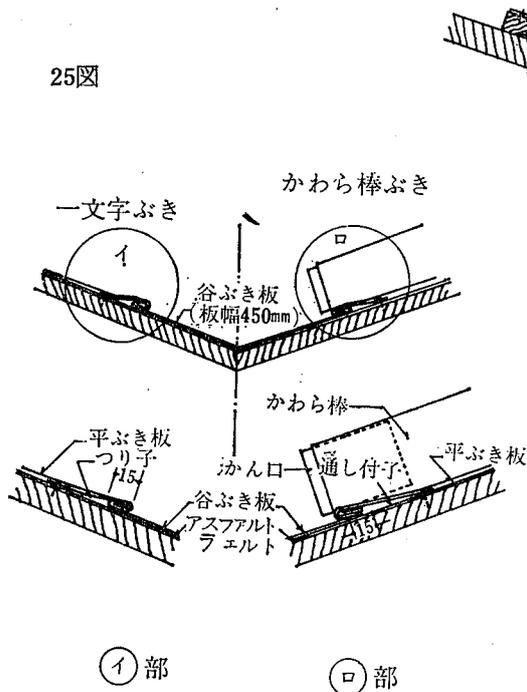
26図



27図



25図



だし、つり子の間隔は平ぶき板に帯板（コイル）を使用する場合は 300 mm 以内とする（28図参照）。

2. かわら棒包みの小口包みは、長さ50mm内外のかん形をはめ、くぎ打ちとし、包み板の両耳は平ぶき板とつかみ合わせ、継手はこはぜ掛けつり子留め、継手位置は平ぶき板とやり違いにする（28図参照）。
3. 軒先は 2.5 軒先及びけらばの項による。ただし、広小舞上端の通し付子は巾 100mm 内外、長さ 900mm 内外、継手こはぜ掛け上耳を折り返し、つり子留めとし、かわら棒を欠き込み、通しに取り付ける。谷縁の場合もこれに準ずる。
4. むねぎわは、平ぶき板をあおり板下に差し込み、かわら棒上端までやちよう折りにして立ち上げる。
5. 特殊工法によるものは、各製造所の仕様による。

2.8 むね包み

1. あおり板包みの両耳は、あおり板そばの通し付子に引つ掛けるか、又は平ぶき板とこはぜかけとする。
2. 包み板は長さ 900mm 内外とし、継手こはぜかけ、つり子留めとし、継手位置は取合い板とやり違いとする。

3. 日本がわら及びセメントがわらぶき

3.1 材

料

1. 日本がわら

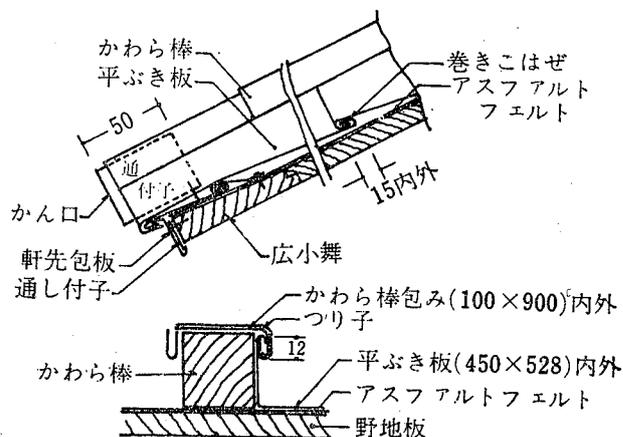
粘土がわらは、J I S A 5208（粘土ガワラ）による。ただし、特記がなければ、和形いぶしがわらの 2 級品とし、やく物その他は、でき合い形でいずれも留め付け穴付きとする。

2. セメントがわら

セメントがわらは、J I S A 5401（セメントガワラ）の和形セメントがわらによる。

3. くぎ及び緊結線は、次表による。

28図



くぎ及び緊結線 (mm)

くぎ	鉄製で亜鉛めつき
	長さ 45内外 径 2.4内外
緊結線	銅製 径 0.9 内外 2 条

3.2 工

法 1. ふき方

- i 谷縁の切り落とし、その他の切り口は、なるべく平らにする。
- ii さんがわら、軒先がわら、けらばがわら、谷縁がわらは、地通り、ふき足などむらなくむね峠までふき詰める。
- iii むねは丸がわらとも3遍むね、すみむねは2遍むねとする。のしがわら、鬼がわらなどは南蛮しつくいを開げきなく詰めて伏せ込む。ただし、人型のむねがわらの場合は、のしがわらを省く。

2. 留め付け

- i 引掛けさんがわらは、軒先がわら、けらばがわら1枚ごとに、その他の引掛けさんがわらは登り5枚おきにくぎ打ちとする。
- ii のしがわらは、1枚おきごとに互に結びつけ、むねがわらは1枚ごとに地むねに緊結線2条ずつで引き締めこおがいくぎ差し、南蛮しつくい押えとする。
- iii 鬼がわらは、緊結線4条ずつで留め付ける。

- 3. むね面戸及び鬼がわら裏は、南蛮しつくいを詰め込み、築地ともねずみしつくいをこて押え仕上げに塗り付ける。ただし、セメントがわらの場合は、モルタル仕上げとする。

4. 厚型スレートぶき

4.1 材

料 1. 厚型スレートは J I S A 5402 (厚型スレート) による。

2. くぎ及び緊結線は日本がわら及びセメントがわらぶきの項に準ずる。

4.2 工

法 1. 下記以外は、日本がわら及びセメントがわらぶきに準ずる。

2. 平ぶきのスレートは、1枚ごとにくぎ2本以上で留め付け、むね峠までふき詰める。

3. 谷縁スレートは、1枚ごとにくぎ及び緊結線(2条ずつ)で留め付ける。

4. むねおおいはモルタル飼いなじみよく伏せ渡し、1枚ごとに地むねに取り付けた緊結線(2条ずつ)で引き締め、こおがいくぎ差しモルタル押えとする。

5. と い

5.1 材

料 亜鉛鉄板は J I S G 3302 (亜鉛鉄板) による。厚さは特記がなければ#30とする。

5.2 工

法 1. 軒どい

継手は出すみ、入すみとも15mm以上かさねかけ、継手両面はんだづけ、両耳は空まきとする。小口せき板はとい板に10mm以上折り曲げ添え付け、両面ははんだ付けとするか、しぼりに仕上げるものとする。

2. たてどい

はぎめこはぜかけ、継手重ねは30mm以上さし込み、継ぎ目ははんだづけ、とい受金物上に共板にてさがり止め2個はんだ付けとする。

3. 呼どい

角形の場合ははぎ目10mm内外折り曲げ重ねかけ、円形の場合はこはぜがけ、継ぎ目ははんだ付け、上部は軒どいの両耳につかみかけとする。下部はたてどいの円形にならい45mm内外さし込みとする。

4. 流しどい

角形とし、軒どいに準じて工作し、軒先は軒どい内に曲げ下げ、両端には長さ250mm内外のふち板を、中間には巾25mm内外のつなぎ板をはんだ付けとする。留め付けは両面及び適当な箇所に取り付ける。

5.3 とい受金物

軒どいの受金物はㄱ形とし、亜鉛めつき細鉄線2条にてからみ付け固定する。たてどいの輪鉄は9形とし、丁番式とする。

5.4 コールター 塗り

亜鉛鉄板製の軒どいの内面は、コールター塗りとする。

5.5 プラスチック製 とい

プラスチック製といの取り付け工法などは、各製造所の仕様による。

5. 左官工事

1. 一般事項

1.1 下地工法

1. コンクリート、コンクリートブロックの下地

壁、床などで、ひずみ、不陸などの著しい箇所はつけ送り補修する。

2. メタルラス張り

防水紙はアスファルト(1巻20kg)の縦張りとし、つぎ目は縦横とも90mm以上重ね、約300mm間隔に、要所に座当てくぎ打ち、たるみ、しわなどのないようにする。

メタルラスは継目45mm以上重ね、ステープルにて300mm以内間隔に千鳥に下地板に打止める。天井の場合は150mm以内間隔とする。

3. ワイヤラス張り

防水紙はメタルラス張りと同じとする。ワイヤラスは力骨鉄線(#12)をつぎ目その他必要に応じさし込み、つぎ目周囲は200mm内外その他は300mm内外にステープル打止めとする。

1.2 養生

1. 施工に当つては、近接する他の部材その他の仕上げ面を汚損しないよう

に紙張り、板おおいなど適当な養生をする。

2. 塗り面の汚染及び早期乾燥を防止するため、通風、日照を避けるよう窓ガラスをはめ、散水などの措置をする。

- 1.3 き裂防止
1. 開口部の隅、ラスの継目など、き裂し易い箇所には、布伏、しゅろ毛張り、メタルラス張付けなどの処置をする。
 2. 各塗面に発生したひび割れは、次の塗り方以前に目塗りを行なう。

2. モルタル塗り

- 2.1 材料
1. セメントは、J I S R5210 (ポルトランドセメント) の普通ポルトランドセメントを用いる。白色セメントは J I S R5210 (ポルトランドセメント) による。
 2. 砂は、有害量の塩分、泥土、塵芥及び有機物を含まない良質なものとする。
 3. 水は、有害量の塩分、鉄分、硫黄分及び有機物などを含まない清浄のものとする。
 4. 消石灰は J I S A6902 (左官用消石灰) の規格品とする。

2.2 調合 モルタルの調合は下表を標準とする。

(容積比)

下地	塗り付け箇所	下塗り	むら直し	上塗り
		ラスこすり セメント：砂	中塗り セメント：砂	セメント・砂 ：消石灰 (下塗り用)
コンクリート	床	1：2	1：3	1：2
	内壁 壁	1：2	1：3	1：3：0.3
コンクリートブロック	外壁 その他	1：2	1：3	1：3
	内壁 壁	1：3	1：3	1：3：0.3
ワイヤーラス	外壁 その他	1：3	1：3	1：3
	内壁 壁	1：3	1：3	1：3：0.3
メタルラス	外壁 その他	1：3	1：3	1：3
	内壁 壁	1：2	1：3	1：3：0.3
木毛セメント板	外壁 その他	1：2	1：3	1：3
	内壁 壁	1：2	1：3	1：3：0.3

注) ラスこすりには施工上必要のあるときはすさを混用してもよい。

2.3 塗り厚 塗り厚は、下表を標準とする。

塗り厚 (mm)

下地	塗り付け箇所	塗り厚			
		下塗り ラスこすり	むら直し	中塗り	上塗り
コンクリート	床	—	—	—	25
コンクリートブロック	内壁	6	—	6	3
	外壁	6	—	6	6
ワイヤーラス	内壁	ラス面まで 塗り付ける	6	6	3
	外壁	〃	6	6	6

2.4 工法 1. 下塗り

- i こて押え充分に塗り付け、目立つた空隙を残さない。下塗り面は、金ぐしの類で荒し目をつける。

- ii 塗り付後できる限り長期間放置して、塗面又は、ラスの継目などに生ずるひび割れをじゆうぶん発生させてから次の塗り付けにかかる。
- iii むら直しはラスこすりに引続き行ない、金ぐしの類で荒し目をつける。

2. 中塗り

中塗りは、定規ずりしながら平坦に塗り付ける。線型部は型板を用い隅み、角、ちり回りは中塗り前に定規塗りをする。

3. 上塗り

上塗りは中塗りの水引き加減を見計らい、面、角、ちり回りに注意してこてむら地むらなく塗り付ける。吹付面ははけ引き仕上げとし、なるべく水をつけないうで仕上げる。

4. 床塗り

床面のモルタル塗りは下地をじゆうぶん清掃のうえ、勾配に注意してこて押えをし、じゆうぶん平滑に仕上げる。

2.5 防水モルタル

- 1. 調合は防水剤の製造所の仕様による。
- 2. 工法は、下地清掃のうえ上記製造所の仕様によりじゆうぶん混和し、厚20mmを2回に分け、こて押え入念に塗り上げる。

3. 吹付仕上

3.1 材

料 吹付け材料は見本品とその内訳をあらかじめ監督者に提出して承認を受ける。ただし、外壁に吹付ける場合は、普通セメント及び白色セメントの合計量はプラスター・顔料など（骨材を除く）の合計量と同量以上とする。

3.2 工

- 法 1. 下地をよく乾燥させてから、吹付け器のノズルを必ず塗面に対して垂直に保ち、2回以上吹付け、下地の露出、むらのないよう仕上げる。
- 2. 1回目吹付けの乾燥後少なくとも1日おいて、2回目を吹付ける。ただし、建物の規模や天候によつては監督者の承認を得て、10時間以上おいて、2回目を吹付けることができる。

4. 土壁塗り

4.1 小舞下地

- 1. 間渡し竹はしの竹丸使い、又は直竹割り使い、縦、横とも柱ぬきなどの際より約60mm通し、間渡し300mm内外とし、両端は彫込みぬき当りくぎ打ちにする。
- 2. 小舞は縦、横とも直竹、又はしの竹何れも割り使い、素なわにて間渡し竹にからみ付けにする。塗込みぬきはしのぎに削り荒しを附し、上部はけた類に彫込み通しぬき当りはくぎ打ち付けにする。

4.2 工

- 法 1. 壁土は良土（荒木田の類）とし、下塗り、裏返し塗り用はわらずさを混入したねり置きのものとし、ぬき伏、むら直し、中塗り用はす瀧しのうえ、砂及びわらずさを適量混入したねり置きのものとする。
- 2. 下塗りはじゆうぶんすりこんだ後直ちに裏なでをなし、戸袋裏は裏返し

塗り後しつくい下塗り仕上げとする。ぬき伏には適当な繊維質のものを塗り込み、むら直しは地むらなくこて押えをなし、中塗りにはちり回りを正しくする。大津壁の上塗りはい灰、黄土、川土、すさなどを適当に混合したものとする。砂もの又は繊維壁の上塗り仕上げは予め見本をもつて建築主又は監督者と打合せのうえ決定する。

5. しつくい塗り

5.1 材 料 消石灰はJ I S A 6902 (左官用消石灰) の規格品とする。のりは、つもの類とし、すさ及び下げおは上質のものを使用する。

5.2 工 法 下げおは500mm内外、二つ折りとして亜鉛メッキくぎに結び付け400mm間内外に千鳥に打ち付け、下塗りともら直しの2回に分けて塗り込む。木づり下地のしつくい塗りは4回塗り付け、厚18mm内外とする。下塗りは、下地によくすり込み、むら直しは地むらなく、中塗りにはちり回り正しく、上塗りは中塗りの乾燥程度見計らいこて押えじゆうぶんにする。

6. ドロマイト プラスター塗り

6.1 材 料 ドロマイトプラスターはJ I S A 6903 (ドロマイトプラスター) の規格品とする。すさ及び下げおは上質のものを使用する。

6.2 調合、塗り厚 調合(容積比) および塗り厚は下表を標準とする。ただしすさはプラスター25kgに対する重量比で示す。

下地	塗層	プラスター		セメント	砂	すさ(プラスター25kgにつき)		塗り厚(mm)	
		下塗用	上塗用			白毛すさg	上浜すさg	天井	壁
ワイヤーラス メタルラス	下塗	0.8		0.2	2	900		5.5	7.5
	中塗	0.9		0.1	2	1100		6.0	13.0
	上塗			1			300	1.5	1.5
石こう ラスボード	下塗	1			1.5	180		6.0	7.5
	上塗			1			300	1.5	1.5

6.3 工 法 1. 下塗り、ラスこすり

コンクリートブロック、木毛セメント板の下地及びラスこすりは、こて押えじゆうぶんに下地面にすり込みながら塗り付ける。ラスボード下地の場合は初めに一回薄くラスボードに良く喰い込む様に下づけを行ない、水分が吸収されて硬くなつてから2回目を所定の厚さまで塗り付ける。

2. むら直し

むら直しは水引き具合を見て行なう。

3. 中塗り

中塗りは下塗り又はむら直し後7日以上経て行ない、出すみ、入すみ、開口部周囲その他の要所は、正確に、ちり回り正しく木ごてで平たんに塗る。

4. 上塗り

上塗りは中塗り硬化後水引き加減を見計らい、みがきこてでこてむらなく入念に仕上げる。

7. 混合石こう プラスター塗り

7.1 材 料

石こうプラスターはJ I S A 6904 (せつこうプラスター) による混合石こうプラスター及びボード用石こうプラスターの規格品とする。ただし、製造後6カ月以上経過したものは使用してはならない。すき及び下げおは上質のものを使用する。

7.2 調 合、塗 厚

調合 (容積比) 及び塗厚は下表を標準とする。

下 地	塗 層	プラスター		砂	白すき (プラスター25kgにつき) g	塗 厚 (mm)			
		下塗	上塗			天	井	壁	
ワイヤーラス メタルラス	下塗	1		1.5	250	4.5	12.0	6.0	15.0
	中塗	1		2	250	6.0		7.5	
	上塗		1			1.5		1.5	
石 考 ラスボード	下塗	1		1.5	180	6.0	7.5	7.5	9.0
	上塗		1			1.7		1.5	

注) 石こうラスボード下地の下塗りにはボード用石こうプラスターを使用する。

7.3 工 法

工法は6.3を準用する。

8. タ イ ル 張 り

8.1 材 料

陶磁器タイルはJ I S A 5209 (タイル) の2級品又はその他の市販品で同規格による同等品以上の品質のものとする。形状、寸法、色合いなどは見本を提出して建築主又は監督者の承認を得る。

8.2 下地ごしらえ

下地面はあらかじめ左官工事のモルタル塗りに準じて不陸直し程度にモルタルを塗り荒し目をつける。ただし、モザイクタイル張り下地面は、モルタル塗厚10mm以上とし、特に定規摺りを行ない平坦にする。

8.3 工 法

1. 陶磁器タイルの張り付け

壁張りは、目地割りにもとづき水系引通しの上、ねじれ又は目違いのないようモルタルをじゆうぶんに使用して張り付ける。床張りは必要に応じて勾配をつけ張り付ける。

2. モザイクタイルの張り付け

壁張りは、純セメントに適量のつもの又のりを入れてよく練つたものを厚3mm位にむらなくこて塗りを行なつた後、目地巾及び縦横の通りをそろ

えて張り付ける。床張りは必要に応じて勾配をつけて張り付ける。

6. 建 具 工 事

1. 木 製 建 具

- 1.1 材 料
1. 木材はじゆうぶん乾燥した心去り材とし、割れなどの欠点のないもので、規格は「建具材の日本農林規格」及び「合板の日本農林規格」による。
 2. 生地のまま、又は生地を表す塗装を施す材質は、杉材を標準とする。ただし、釣元のかまち、定規縁などは和風の板戸、戸ぶすまなど軽量の開き戸を除き、桧又はひば材を使用する。
 3. 接着剤は J I S K 6801(尿素樹脂木材接着剤)を標準とし、雨露にさらされる箇所には、J I S K 6802(フェノール樹脂木材接着剤)を使用する。
 4. 合板は雨がかり及びこれに準ずる箇所は1類、その他は2類とする。
- 1.2 一 般 工 法
1. かまち、さんの仕口は特記のない限り、接着剤を使用したほぞ接合とし、じゆうぶん密着するよう工作する。
 2. 打抜きほぞは割りくさび締めとし、ほぞの枚数はかまちの見込み厚33mm以上は2枚ほぞ、33mm未満は1枚ほぞとする。
 3. 雨がかりの引戸の召し合わせは、いんろうじやくりとする。
- 1.3 ふ す ま
1. 下地骨は太骨にして横子は11本以上、立て子は3本以上とし、引手板付きとする。
 2. 下張りは機械すき紙3回以上、上張りは新鳥の子程度とし、見本を提出のうえ決定する。押入などの場合は裏面を雲花紙程度とする。
 3. 周囲縁は中花塗り程度、縦縁は折合いくぎに取付け、上下縁は木ねじ締め、引違いの場合は見込み分増し、定規縁は造出し又はいんろうじやくりとする。
- 1.4 フラッシュ戸
1. 上下かまちは、見付け25mm内外のものを5枚はぎ、縦がまちは4枚はぎとし、すじ切り背中合せに合成接着する。ただし、つり元及び丁番当りは2枚以上を桧又はひばとし、箱錠当りは2枚以上増し骨をする。上下がまちは縦がまちにほぞ差し接着する。
 2. 中骨は間隔90mm以内とし、かまち及びさんとの取合いはほぞ差し、交さ部は相欠き組固めとする。
 3. 合板は接着剤を用いて骨組に圧着し、縁との張合わせの仕口は、合板の木口を出さぬよう化粧縁を張り付ける。
- 1.5 建 具 金 物
1. 建具用金物は J I S 規格品とし J I S のないものは、形状、寸法正しく機構が円滑で表面にきず、すなどの欠点のない良質なものをを用いる。
 2. 建具と下記付属金物との関係は次表を標準とし、その他の付属金物は建具に相応する大きさのものを使用する。

i 丁 番

建具の種類	丁番の寸法 (mm)	建具の高さと丁番の枚数	
		2 m以下	2 mをこえるもの
小窓、戸だな類	64~76	2 枚	3 枚
窓	76~89		
出入口	102~152		

ii 戸車及びレール

建具の種類	戸車の外径 (mm)	レールの断面(mm)	
		断面の型	径又は巾×高さ
小窓	24	甲丸	5.1×6.1
窓	30	甲丸	6.4×7.6
出入口及び 特に大きな窓	36	甲丸	7.6×9.0
		角	7.3×7.3

2. 金属製建具
- 金属製建具については、JISA 4706（鋼製及びアルミニウム合金製サッシ）による。
 - 取付工法及び附属品については、各製造所の仕様による。

7. 塗装工事

1. 一般事項

1.1 材 料 塗料はすべてJIS規格品とする。

- 1.2 塗り見本その他
- 塗り見本を提出し、承認をうけ、必要に応じて施工面に見本塗りを行なうものとする。
 - 工事中は塗装面に汚染、損傷を与えないように注意し、あらかじめ適当な養生をする。

- 1.3 素地ごしらえ
- 木部素地ごしらえは、木部を傷つけないようよごれ、付着物を除去し、やに処理、節止め、穴パテうめを行なった後、研磨紙ずりをする。
 - ラワンなど多孔質材料は、目止め塗り材料を木穴に圧入して塗り付け、余分の塗料を取り去り、目止め塗りをする。
 - 鉄部素地ごしらえは、よごれ、付着物を除去し、揮発油ぶきを行ない油類を除去した後、スクレーパー、ワイヤーブラシで錆を落とし、研磨布ずりをする。

2. 調合ペイント塗り
- 塗り下地及び各層はじゆうぶん乾燥のうえ、施工する。
 - 木部は2回塗り以上とし、塗り方は色境、すみずみなど特に注意して刷毛目正しく塗り落とし、たまり、流れ、あわなどの欠点の生じないようにむらなく塗布する。

3. 鉄部は錆止め塗料を塗布した後、1回塗り以上とし、木部に準じて施工する。
3. ワニス塗り及びクリヤーラッカー塗り
1. ワニス塗り及びクリヤーラッカー塗りは2回塗り以上とし、目止めを必要とする材料のときは目止め塗りをする。
2. 塗り方は調合ペイントの木部に準じて施工する。
4. ステイン塗り
- ステインは油性ステインを用い、2回塗りとし、下塗り後じゆうぶん乾燥させたいえ、上塗りを行なう。
5. ワックス塗り
- 素地はよく清掃し、じゆうぶん乾燥させたいえ、布で下ぶきし、ワックスを適量散布し、乾燥した布ですり広げて塗り付け、からぶき仕上げをする。
6. 木部防腐剤塗り
- 木部がコンクリート、ブロック、その他これらに類する抱水性のものに接する部分、土台下端全部、外回り柱及び台所、浴室などの各柱及び土台の木口、ほぞ及びほぞ穴並びに台所、浴室、その他湿気のある場所では鉄網モルタル塗りの箇所のアスファルトフェルト張り下地（軸、胴縁及び下地板）は防腐剤塗りとする。
- 外部鉄網モルタル塗りとなる面は地盤面より高さ1mまで全部防腐剤塗りとする。

8. 内装工事

1. 材 料
1. 内装材料の種類、品質、形状、寸法などは各項に示すところによるが、色合い、模様などは見本品提出により決定する。
2. 内装材料の取付けに用いるくぎ、ねじ、接着剤などは、内装材料及び下地の種類、寸法、性質に応ずるものとする。
2. 下地その他
1. 木造下地の材料、工法は、3. 木工事に、左官下地の材料、工法は、5. 左官工事による。
2. 下地は、じゆうぶん乾燥させ、かつ下地面をじゆうぶん清掃後、内装仕上げを行なう。
3. 畳敷き (床)
1. 畳床は2級品以上を使用する。
2. 畳表は麻糸又は綿糸引通し1.40kg以上を、縁は光輝べりとする。縁巾は、表2目を標準として表の筋目通りよく弛みなく縫付け、畳床には、麻又はしゆる糸の手掛をつける。
3. 敷込みは、敷居、畳寄せなどと段違い、すき間、不陸などのないよう敷込む。
4. アスファルトタイル及び合成樹脂系タイル張り
1. アスファルトタイル及び合成樹脂系タイルの接着材は、使用する材料の製造業者の製品又はその指定するものを用いる。
2. 下地は割れ目、穴、不陸、目違いなどのないよう特に平滑に仕上げるとともに床板がそつたり曲つたり、又は歩行時に床板がたわまないように

留意する。張付けは、接着剤を下地面の全面に平均に塗付し、目地の通りよく、すきまのないように張付ける。

3. 張付け後接着剤の硬化をまつて全面水しぶき清掃し、乾燥後は水溶性ワックスを塗り、つや出しを行なう。

5. フローリング
ボード張り

1. フローリングボードは「広葉樹フローリングボードの日本農林規格」によるものとし、材質はぶな又はなら板厚15mm、板巾60~75mm、長さ700mm以上のものとする。張立て前にそれぞれ床の割付けをする。

2. 根太はあらかじめ不陸、目違いなどなく定規ずりなどして下地こしらえのうえ、さね小口など損傷しないように締付け用具を用い密着させ根太当り隠しくぎ打とする。

3. 張上げ後はおがくず又はむしろなどを敷き、吸湿、汚れを防ぎ水のかからないように養生する。

6. 合板張り
(内壁・天井)

1. 合板は、「合板の日本農林規格」によるものとし、水がかり及びこれに準ずる箇所は1類2等品、その他は2類2等品とする。

2. プリント合板及び化粧ばり合板は、「特殊合板の日本農林規格」の2類とする。

3. 下地受材を平坦にしたうえに端を押え、目地の通りよく、周囲90mm~100mm中間胴縁当り120mm程度にくぎ打ち又は接着剤により張り付ける。

7. 繊維板

インシュレーション
ボード、セミ
ハードボード、
ハードボード

1. 繊維板は、軟質繊維板 J I S A 5905 (インシュレーションボード)、半硬質繊維板 J I S A 5906 (セミハードボード)、硬質繊維板 J I S A 5907 (ハードボード) による。

2. ハードボードは、裏面のあみ目に充分清水をかけ又はブラシですり込み、あみ目とあみ目を合せて平積とし1~2日たつてじゆうぶん水が湿っているうちに使用する。セミハードボード及びインシュレーションボードは、裏面に平均に水打ちを与えハードボードと同様平積みとし1日以上たつてから使用する。目地つけの場合は、目すかしV字目地などにしてボードの伸縮に耐えるようにし、止め付けくぎはピラミッドヘッドくぎ、テックスくぎ長さ25~30mmのものを使用して中央より打始め、すみに向つて間隔90mm程度に周囲中間共くぎ打ちとする。なお、押縁止にする場合も周囲はすかし目にする。

8. 石こうボード張り

1. 石こうボードは、J I S A 6901 (せつこうボード) 厚7mm又は9mmとする。

2. 下地受材を平坦にし、ボードは端面から10mmはなして周囲90mm中間120mm程度に亜鉛メッキ平頭くぎ長さ25mm、継目は目すかし又はジョイナーをとりつける。

9. 石綿セメント
板張り

1. 石綿セメント板は J I S A 5410 (石綿セメント板) による。厚さは平板6mm、フレキシブル板3mm以上とする。

2. 板の取付けは石こうボード張りにならない、止めくぎは亜鉛メッキ長さ30mm平頭くぎを使用する。

10. 紙・布張り

糊は生糞糊を使用する。下地合板張り、石こうボード張りは、周囲にすき間なく、はぎ目に目違いのないよう板を突きつけて打ち止める。

下張りに用いる紙は、ちり紙中等品とし目張りの上、ベタ張りを行つて上張りをする。上張りを突付け張りとする場合は張り合わせ部に継目清張りを増し張りする。

11. 吸音板張り

繊維板を2次加工した吸音板、吸音用孔あき石こうボード及び吸音用孔あき石綿板の張り上げは、天井の中央部にカネ正しく十字に墨出し、これを基準に張り始めるものとし、四隅及び中間 100mm内外に穴に亜鉛メッキくぎにて打ち込み通りよく張り上げる。

9. 雑工 事

1. 流し及び 換気せん

公共住宅用規格部品（KJ）又はこれと同等製品とする。

2. 便槽その他

改良便槽は耐水材料で造り、排水便管はくすりがけ陶管とする。槽内は防水モルタル塗り汲み取口ふたは市場出来合品鑄鉄製又はコンクリート製とする。なお汲取口の外部は前方左右30cmのコンクリート打とする。既製コンクリート便槽は所定の位置に根切りをし、砂利敷をして、じゆうぶん突き固め、平坦に据えつける。

3. 洗面器・手洗器 大小便器

いづれも J I S A 5207（衛生陶器） J I S A 5211（陶器製非水洗便器）による。

4. 床下換気口

鑄鉄製市場出来合品とし、堅牢にとりつける。

5. とうけ

縦どい下部にはコンクリートとうけを据えつけるか、又は排水陶管に直結する。

6. めがね石

コンクリート製又は軟石製の市場出来合品を壁体に堅固に取りつける。

7. 断熱材

断熱材は天井、床又は壁にすきまなく敷き込むか張り込み、くぎ又は接着剤その他適宜の方法により固定する。

10. 電 気 工 事

1. 工 事 工 程

本工事は建築その他設備工事の進捗に伴い施工するものとする。本仕様書に記載なき事項でも、工事上並びに技術上当然必要な材料は補足し遅滞なく施工するものとする。

本工事により生じた造営物の損傷は請負者において復旧する。

2. 法令、規程などの じゆうん守及び手続 の代 行

本工事は電気事業法による電気設備に関する技術基準並びに電気供給事業者の諸規程に従い施工するものとする。

電気供給事業者及び関係官庁に対する届出手続及び試験などは建物使用

開始に支障のないよう速かに行ない請負者がこれを代行する。

これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

3. 材 料 本工事に使用する器具材料はすべて良質完全なもので日本工業規格（JIS）に制定されているものはこれに適合し、かつ電気用品取締法の適用を受けるものは型式承認済のものとする。
4. 取 付 け 位 置 電灯器具、スイッチ、コンセントなどの取付位置は建築主又は監督者と打合せてきめるものとする。
5. 引 渡 し 本工事は工事完了後電気供給事業者及び関係官庁の試験に合格し、受電の後引渡しをするものとする。

11. 給排水工事

1. 給 水 工 事 本工事は水道事業者の諸規程の適用をうける場合にはこれによる。

1. 配 管

給水工事に用いる管はすべて白瓦斯管、ビニール管又は鉛管とする。露出部分はすべて獣毛フェルト類（厚13mm）で巻きつけ、布などでおおい、油性ペイント塗り又はビニール布巻きとする。管の切口はリーマ若しくはヤスリなどで管径を縮小しないようにし、接続前に管内を点検、清掃する。

2. 付属器具、給水栓、弁類

衛生陶器の付属器具はJISA5514（衛生陶器付属器具）、大便器洗淨弁はJISA5521（大便器洗淨弁）によるものとし、見えがかりはクロームメッキ仕上げとする。

給水栓はJISB2061（給水栓）によるものとし、クロームメッキ仕上げとする。弁類は10kg/cm²の水圧試験に合格したものとする。

2. 排 水 工 事
1. 室内排水縦管は、金属管又はビニール管を使用し、床下横引管は90mm径の陶管又はビニール管を用い、じゆうぶん勾配をとり、陶管の継手はセメントモルタルを入念にかいこみ、つば口はセメントモルタルの目塗りをし溜樹に接続する。
 2. 浴室の排水孔にはクロームメッキ目皿を用い、わんトラップとする。
 3. 溜樹は割ぐり又は砂利地業を施工のうえ、コンクリート打溜樹又は適当なコンクリートブロック市販品を据えつける。ふたは鉄線入りコンクリートブロックを用い、コンクリート打溜樹の内面及び見えがかりは防水モルタル仕上げとする。土溜りは15cm以上をとる。
排水管と溜樹のとりあいはモルタルかいなど入念に施工する。
溜樹から溜樹あるいは溜樹から排水流末までの接続排水管は90mm径陶管又はビニール管とし、陶管継手はセメントモルタルを入念にかいこみ、勾配をじゆうぶんとり布設する。